

スーパードラッグコスモス善通寺店

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により聴取した意見及び同条第二項の規定により述べられた意見の概要を同条第三項の規定により、次のとおり公告する。

平成十八年八月十八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 意見の対象となった届出に係る公告
平成十八年四月七日付け公告（スーパードラッグコスモス善通寺店）
- 二 意見の対象となった届出に係る大規模小売店舗の名称及び所在地
スーパードラッグコスモス善通寺店 善通寺市与北町字西原三三一八番一ほか
- 三 法第八条第一項の規定により善通寺市から聴取した意見の概要
青少年のい集対策として、市教育委員会との連絡を密にとること。
- 四 法第八条第二項の規定により意見書を提出した者及び当該意見の概要
該当なし
- 五 意見書の縦覧場所及び縦覧期間
 - 1 縦覧場所
香川県商工労働部経営支援課及び善通寺市建設経済部商工観光課
 - 2 縦覧期間
平成十八年八月十八日（金曜日）から同年九月十九日（火曜日）まで